

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公表番号】特表2020-522305(P2020-522305A)

【公表日】令和2年7月30日(2020.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2020-030

【出願番号】特願2019-565477(P2019-565477)

【国際特許分類】

A 44 C 7/00 (2006.01)

【F I】

A 44 C 7/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

身体穿刺器具用のカートリッジであって、

身体穿刺器具との係合のための後縁部を有する主ハウジングであって、前記身体穿刺器具は、摺動可能に係合した指把持部および掌把持部を備えており、該主ハウジングの前記後縁部は、前記掌把持部に堅固に結合したプッシュサポートに係合可能である主ハウジングと、

ポストを支持し、前記主ハウジング内のポストホールダトラックに摺動可能に係合するポストホールダと、

頸部トラックによって前記主ハウジングに摺動可能に係合した頸部であって、前記頸部トラックは、前記ポストホールダトラックに平行であり、該頸部は、前記身体穿刺器具の前記指把持部に堅固に結合した対応する造作に係合するための器具係合用造作を含み、該頸部の前記器具係合用造作は、該頸部の端部を前記身体穿刺器具の前記指把持部からの前方延長部を超えて突出させることができるように、当該身体穿刺器具用カートリッジを前記身体穿刺器具へと前記後縁部と前記器具係合用造作との間に固定することができるように、該頸部の前記端部よりも後方に配置されている頸部と

を備えており、

前記頸部は、前記ポストで身体部分を穿刺するための裏当てプラットフォームを支持し、前記頸部および主ハウジングは、前記身体穿刺器具の前記対応する造作に前記器具係合用造作を係合させる前記指把持部と、前記身体穿刺器具の前記プッシュサポートに前記主ハウジングの前記後縁部を係合させる前記掌把持部との間に加えられる圧力によって、前記頸部トラックに沿って相互に移動可能である、身体穿刺器具用カートリッジ。

【請求項2】

前記ポストホールダは、前記主ハウジング内の前記ポストホールダトラックに摺動可能に係合しているときに前記ポストを支持するように一体に保持される別々の部分を含み、前記別々の部分は、前記ポストホールダトラックを出た後に前記ポストを解放するように分離することができる、請求項1に記載の身体穿刺器具用カートリッジ。

【請求項3】

前記身体穿刺器具は、前記主ハウジングの前記後縁部が前記掌把持部の前記プッシュサポートに係合し、前記頸部の前記器具係合用造作が前記指把持部の前記対応する造作に係

合した後に、前記頸部および主ハウジングの相互の移動に抗するように、前記指把持部と前記掌把持部との間に配置されたばねを備え、前記頸部は、穿刺時に前記頸部および主ハウジングが相互に移動するときに前記ポストホルダを過ぎて摺動して前記ポストホルダの後端部に係合し、穿刺後に前記頸部および主ハウジングが前記ばねによって押し離されるときに前記ポストホルダを前記ポストホルダトラックから押し出すプッシュキャッチを含む、請求項1に記載の身体穿刺器具用カートリッジ。

#### 【請求項4】

前記裏当てプラットフォームは、穿刺位置の裏側の周りの領域においてユーザの身体部分を支持するための表面と、前記ポストに整列した貫通穴とを備える、請求項1に記載の身体穿刺器具用カートリッジ。

#### 【請求項5】

前記貫通穴は、穿刺時の前記ポストによる或る程度の垂直方向の動きに対応するように垂直方向に長い、請求項4に記載の身体穿刺器具用カートリッジ。

#### 【請求項6】

前記裏当てプラットフォームは、垂直スロットに配置されたクラッチを収容し、前記クラッチは、穿刺時に前記ポストに係合し、その後に前記垂直スロットから滑り出る、請求項1に記載の身体穿刺器具用カートリッジ。

#### 【請求項7】

身体部分を穿刺する方法であって、

身体穿刺カートリッジの主ハウジングの後縁部を身体穿刺器具のプッシュサポートに係合させるステップであって、前記身体穿刺器具は、掌把持部に摺動可能に係合した指把持部を備えており、前記プッシュサポートは、前記掌把持部に堅固に結合しており、前記身体穿刺カートリッジは、頸部トラックにおいて前記主ハウジングに摺動可能に係合する頸部と、ポストを支持するポストホルダとを備え、前記ポストホルダは、前記主ハウジング内のポストホルダトラックに摺動可能に係合し、前記頸部トラックは前記ポストホルダトラックに平行であるステップと、

前記身体穿刺カートリッジの前記頸部上の造作を、前記身体穿刺器具の前記指把持部に堅固に結合した対応する造作に係合させるステップであって、前記頸部の前記造作は、前記頸部の端部が前記身体穿刺器具の前記指把持部からの前方延長部を超えて突出するよう、前記頸部の前記端部よりも後方に配置されているステップと、

身体部分を前記頸部の裏当てプラットフォームに対して配置し、前記身体部分を前記頸部と前記ポストとの間に位置させるステップと、

ユーザの手の1本以上の指を前記身体穿刺器具の前記指把持部に配置するステップと、前記ユーザの手の掌を前記身体穿刺器具の前記掌把持部に配置するステップと、

ポストが前記頸部の前記裏当てプラットフォームに対して前記身体部分を穿刺するように、前記カートリッジの前記頸部と前記本体とを前記頸部トラックに沿って相互に移動させるべく、前記身体穿刺器具の前記対応する造作に前記造作を係合させる前記指把持部と、前記身体穿刺器具の前記プッシュサポートに前記主ハウジングの後縁部を係合させる前記掌把持部との間に圧力を生じさせるために、前記掌と前記1本以上の指との間に圧力を加えるステップと

を含む方法。

#### 【請求項8】

前記指把持部からの前記前方延長部は、尖っていない先端部へと先細りである、請求項7に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記前方延長部の前記尖っていない先端部は、リップを備え、前記頸部の前記造作は、横断スロットを備え、前記指把持部の前記対応する造作は、前記リップを備える、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項10】

前記ポストホルダは、前記主ハウジング内の前記ポストホルダトラックに摺動可能に係

合しているときに前記ポストを支持するように一体に保持される別々の部分を含み、前記別々の部分は、前記ポストホルダトラックを出た後に前記ポストを解放するように分離する、請求項7に記載の方法。

【請求項11】

前記身体穿刺器具は、前記主ハウジングの前記後縁部が前記掌把持部の前記プッシュサポートに係合し、前記顎部の前記造作が前記指把持部の前記対応する造作に係合した後に、前記顎部および主ハウジングの相互の移動に抗するように、前記指把持部と前記掌把持部との間に配置されたばねを備える、請求項7に記載の方法。

【請求項12】

前記顎部は、穿刺時に前記顎部および主ハウジングが相互に移動するときに前記ポストホルダを過ぎて摺動して前記ポストホルダの後端部に係合し、穿刺後に前記顎部および主ハウジングが前記ばねによって押し離されるときに前記ポストホルダを前記ポストホルダトラックから押し出すプッシュキャッチを含む、請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記ポストは、クラッチなしのピアスの装着のための円錐形のかかりを備える、請求項7に記載の方法。

【請求項14】

主ハウジングと、顎部トラックにおいて前記主ハウジングに摺動可能に係合した顎部と、ポストを支持し、ポストホルダトラックにおいて前記主ハウジングに摺動可能に係合したポストホルダとを含んでおり、前記顎部トラックは前記ポストホルダトラックに平行である身体穿刺カートリッジと、

摺動可能に係合した指把持部および掌把持部を含んでおり、プッシュサポートが前記掌把持部に堅固に結合している身体穿刺器具と  
を備え、

前記顎部は、前記身体穿刺器具の前記指把持部に堅固に結合した対応する造作に係合する造作を含み、前記顎部の前記造作は、前記顎部の前端部が前記身体穿刺器具の前記指把持部からの前方延長部を超えて突出するように、前記顎部の前記前端部よりも後方に配置されており、

前記顎部は、前記身体穿刺器具の前記対応する造作に前記造作を係合させる前記指把持部と、前記身体穿刺器具の前記プッシュサポートに前記主ハウジングの後縁部を係合させる前記掌把持部との間に加えられる圧力によって、前記顎部および主ハウジングが前記顎部トラックに沿って相互に移動するときに、前記ポストで身体部分を穿刺するための裏当てプラットフォームを支持する、身体穿刺システム。

【請求項15】

前記指把持部からの前記前方延長部は、尖っていない先端部へと先細りであり、前記前方延長部の前記尖っていない先端部は、リップを備え、前記顎部の前記造作は、横断スロットを備え、前記指把持部の前記対応する造作は、前記リップを備える、請求項14に記載の身体穿刺システム。

【請求項16】

前記身体穿刺器具は、前記主ハウジングの前記後縁部が前記掌把持部の前記プッシュサポートに係合し、前記顎部の前記造作が前記指把持部の前記対応する造作に係合した後に、前記顎部および主ハウジングの相互の移動に抗するように、前記指把持部と前記掌把持部との間に配置されたばねを備える、請求項15に記載の身体穿刺システム。

【請求項17】

前記ポストは、クラッチなしのピアスの装着のための円錐形のかかりを備える、請求項14に記載の身体穿刺システム。

【請求項18】

前記指把持部および前記掌把持部の各々は、把持を改善するための一連の隆起または突起を備える、請求項14に記載の身体穿刺システム。